

深谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新たな生活を経済的に支援することにより、結婚及び子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、少子化対策の強化及び本市への移住又は定住の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年1月1日規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第6条第1項の規定による申請をした日の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦のいずれもが満39歳以下である世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得した費用又は賃借するために要した費用（賃借にかかる賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。
- (4) 引越費用 住居費にかかる住宅に転居する場合において、引越業者又は運送業者に支払う引越しに要する費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 申請時において、新婚世帯の申請者及び配偶者の双方又は一方が市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 新婚世帯の前年の所得の合計額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合には、年間返済額を控除することができる。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 住宅及び引越しについて、他の公的制度による補助等を受けていないこと。

- (5) 過去に内閣府又はこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市区町村が交付する補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から5年を超える期間、当市に居住する意思があること。
- (7) 自治会に加入する意思があること。
- (8) 深谷市暴力団排除条例（平成24年深谷市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、申請をした日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までの居住の為の住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とする。

2 住居費のうち、住宅を賃借するために要した費用についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 月払いの賃料及び共益費については、3か月分を上限とし、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず、1か月分の支払いをしたものとみなす。ただし、第7条第1項に定める継続補助対象世帯においては、前年度の申請月数と合算して3か月分を上限とする。
- (2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を控除した額とする。

3 その他、住宅に関する補助や支援等を受けた場合には、当該費用を控除した額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、1世帯当たりの補助金の上限額は、次に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 新婚世帯の申請者及び配偶者いずれもが婚姻日における年齢が満29歳以下の新婚世帯申請

600,000円

(2) 新婚世帯の申請者及び配偶者のうち、婚姻日における年齢の高い者が満30歳以上満39歳以下の新婚世帯申請

300,000円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、深谷市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本に婚姻の情報が未記載の場合にあつては、婚姻届受理証明書）
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 所得証明書又は非課税証明書（所得金額が記載されたもの）
 - (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
 - (5) 同意書兼誓約書（様式第2号）
 - (6) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
 - (7) 住宅の売買契約書の写し及び支払いの内訳が分かる書類
 - (8) 住宅の賃貸借契約書の写し及び支払いの内訳が分かる書類
 - (9) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
 - (10) 住宅のリフォームに係る工事の請負契約書又は請書の写し及び支払いの内訳が分かる書類
 - (11) 引越費用に係る領収書等の写し
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第6号から第11号までに掲げる書類について、当該書類に係る事実が無い場合は、その添付を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、深谷市結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（継続補助対象世帯）

第7条 新婚世帯として補助金の申請をし、その交付を受けた世帯であつて、当該補助金の額が第5条に規定する上限の額に満たなかったときは、その翌年度に限り継続して補助金の交付を受けることができる。

- 2 前項の場合において、補助金の上限額は、前年度において定める上限額から前年度の交付決定額を除いた額とする。
- 3 前年度に交付の決定を受けた者に対する補助金に係る申請は、前条第1項の規定にかかわらず、前年度提出済みの書類の添付を省略することができる。ただし、前条第3項の通知書の写しを添付しなければならない。

（翌年度に補助金の交付を受ける者の資格認定）

第8条 婚姻届を提出した年度内に第6条第1項に規定する交付申請を行うことが困難な者であつて、翌年度に補助金の交付を受けようとする者は、深谷市結婚新生活支援事業資格認定申請書（様式第10号）に同項第1号から第6号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、深谷市結婚新生活支援事業資格認定通知書（様式第11号）により当該申請者に通知す

るものとする。

(申請事項の変更)

第9条 第6条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに深谷市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に同条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、深谷市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、第6条第3項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、深谷市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第7条第2項の規定により補助金の交付決定を変更した場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、深谷市結婚新生活支援事業補助金返還請求書（様式第9号）により当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 交付決定者は、前項の返還を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(報告等)

第13条 市長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければ

ならない。

(関連書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象費用を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。